

漁場番号 特区第424号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 魚類小割式養殖業(クロマグロを除く)
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 新規

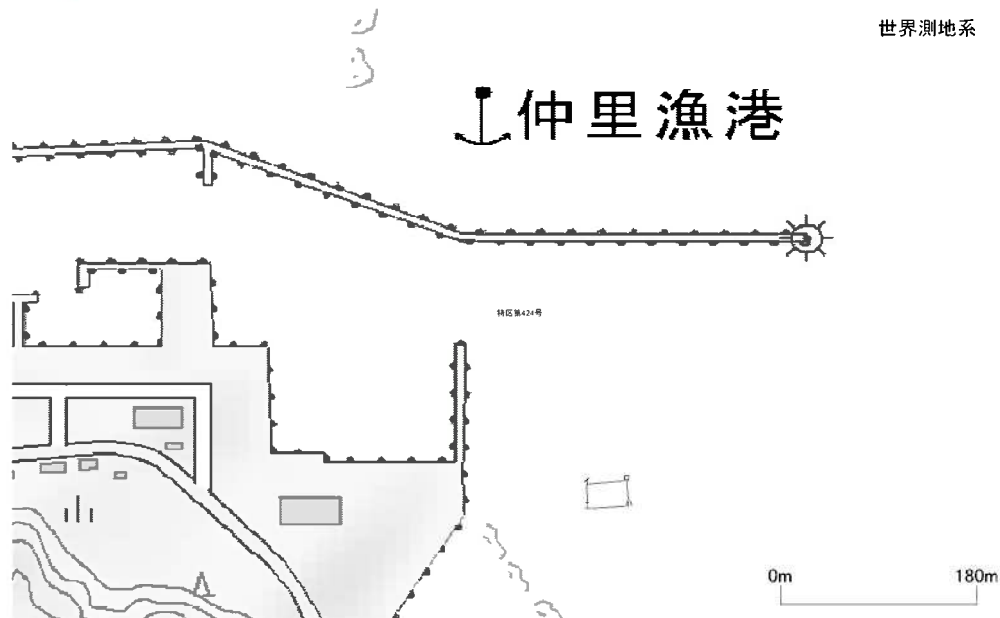
関係漁業権
漁場の位置 久米島町宇根(仲里漁港(真泊地区))
漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯26.349997度東経126.824100度の点 北緯26度20分59.99秒東経126度49分26.76秒
ロ 北緯26.350027度東経126.824427度の点 北緯26度21分0.10秒東経126度49分27.94秒
ハ 北緯26.349816度東経126.824444度の点 北緯26度20分59.34秒東経126度49分28.00秒
ニ 北緯26.349791度東経126.824108度の点 北緯26度20分59.25秒東経126度49分26.79秒
イ 北緯26.349997度東経126.824100度の点 北緯26度20分59.99秒東経126度49分26.76秒

条 件 ー

関係地区 久米島町

漁場図詳細



漁場番号 特区第425号
 漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
 漁業の名称 ウニ小割式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
 個別又は団体の別 団体漁業権
 履歴(事由) 新規

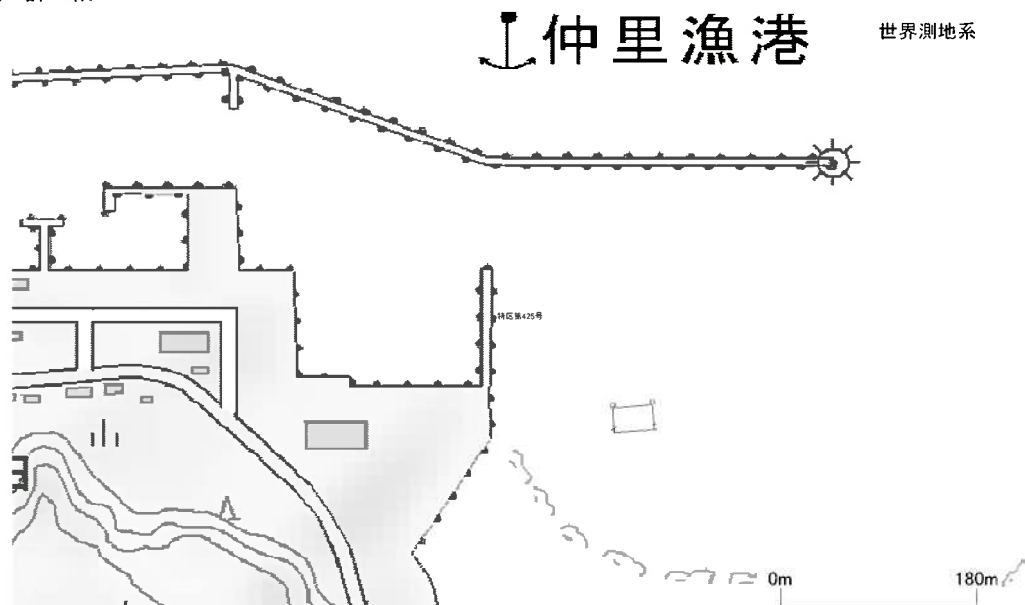
関係漁業権
 漁場の位置 久米島町宇根(仲里漁港(真泊地区))
 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯26.349791度東経126.824108度の点 北緯26度20分59.25秒東経126度49分26.79秒
 ロ 北緯26.349997度東経126.824100度の点 北緯26度20分59.99秒東経126度49分26.76秒
 ハ 北緯26.350027度東経126.824427度の点 北緯26度21分0.10秒東経126度49分27.94秒
 ニ 北緯26.349816度東経126.824444度の点 北緯26度20分59.34秒東経126度49分28.00秒
 イ 北緯26.349791度東経126.824108度の点 北緯26度20分59.25秒東経126度49分26.79秒

条 件 ー

関係地区 久米島町

漁場図詳細



漁場番号 特区第426号
 漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
 漁業の名称 カキ垂下式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
 個別又は団体の別 団体漁業権
 履歴(事由) 新規

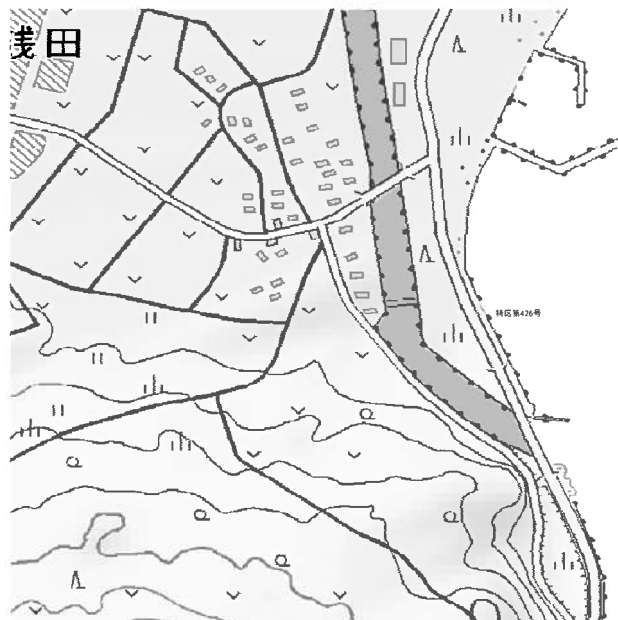
関係漁業権 久米島町字銭田地先
 漁場の位置 次ノイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯26.321706度東経126.808550度の点 北緯26度19分18.14秒東経126度48分30.78秒
 ロ 北緯26.320994度東経126.809117度の点 北緯26度19分15.58秒東経126度48分32.82秒
 ハ 北緯26.320867度東経126.808939度の点 北緯26度19分15.12秒東経126度48分32.18秒
 ニ 北緯26.321586度東経126.808344度の点 北緯26度19分17.71秒東経126度48分30.04秒
 イ 北緯26.321706度東経126.808550度の点 北緯26度19分18.14秒東経126度48分30.78秒

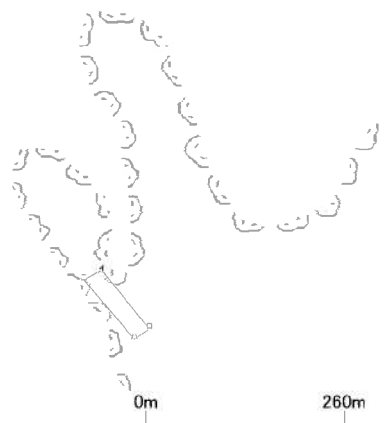
条 件 ー

関係地区 久米島町

漁場図詳細



世界測地系



漁場番号 特区第427号
 漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
 漁業の名称 カキひび建て式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
 個別又は団体の別 団体漁業権
 履歴(事由) 新規

関係漁業権
 漁場の位置 久米島町字銭田地先
 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯26.320867度東経126.808939度の点 北緯26度19分15.12秒東経126度48分32.18秒
 ロ 北緯26.321586度東経126.808344度の点 北緯26度19分17.71秒東経126度48分30.04秒
 ハ 北緯26.321706度東経126.808550度の点 北緯26度19分18.14秒東経126度48分30.78秒
 ニ 北緯26.320994度東経126.809117度の点 北緯26度19分15.58秒東経126度48分32.82秒
 イ 北緯26.320867度東経126.808939度の点 北緯26度19分15.12秒東経126度48分32.18秒

条 件 一

関係地区 久米島町

漁場図詳細



漁場番号 特区第428号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 モズクひび建て式養殖業
漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 新規

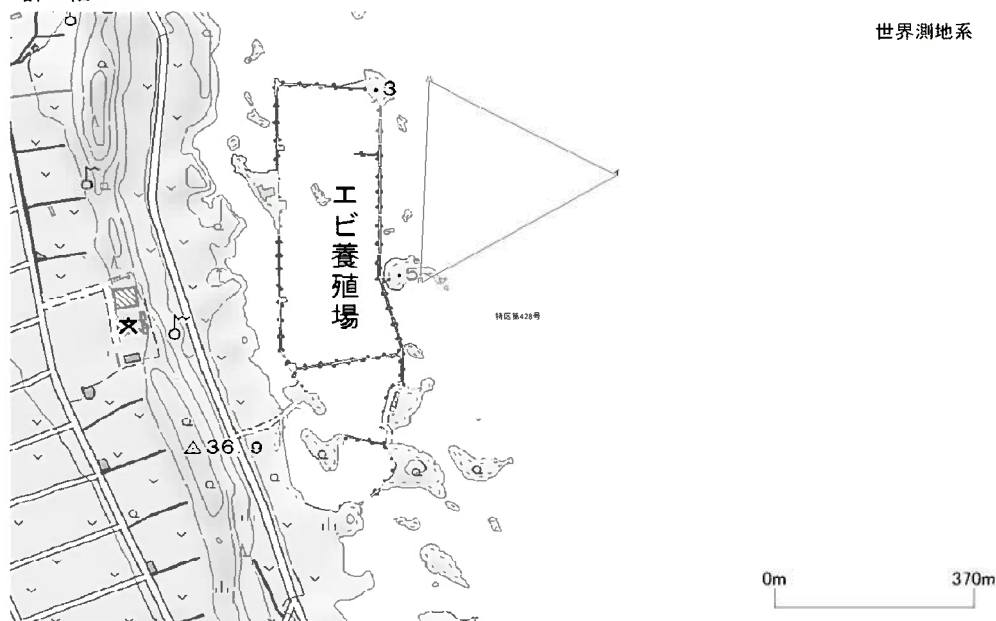
関係漁業権 宮古島市平良字狩俣(エビ養殖場の東)
漁場の位置 次イ、ロ、ハ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯24.889453度東経125.289597度の点 北緯24度53分22.03秒東経125度17分22.55秒
ロ 北緯24.887583度東経125.286317度の点 北緯24度53分15.30秒東経125度17分10.74秒
ハ 北緯24.891067度東経125.286461度の点 北緯24度53分27.84秒東経125度17分11.26秒
イ 北緯24.889453度東経125.289597度の点 北緯24度53分22.03秒東経125度17分22.55秒

条 件 ー

関係地区 宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根添、字西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び字大神、城辺字保良、字新城、字福里、字比嘉、字長間、字西里添、字下里添、字砂川及び字友利、上野字上野、字新里、字野原及び字宮国並びに下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇

漁場図詳細



漁場番号 特区第429号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 カキ垂下式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 新規

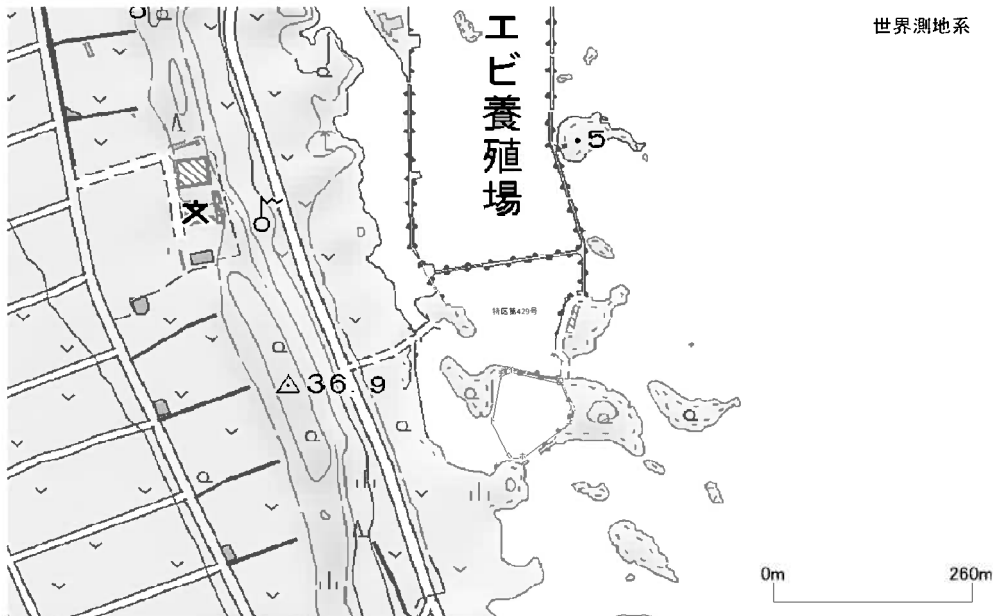
関係漁業権 宮古島市平良字狩俣(エビ養殖場の南)
漁場の位置 次イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ	北緯24.884889度東経125.285158度の点	北緯24度53分5.60秒東経125度17分6.57秒
ロ	北緯24.884756度東経125.285744度の点	北緯24度53分5.12秒東経125度17分8.68秒
ハ	北緯24.884422度東経125.285881度の点	北緯24度53分3.92秒東経125度17分9.17秒
ニ	北緯24.884261度東経125.285844度の点	北緯24度53分3.34秒東経125度17分9.04秒
ホ	北緯24.883842度東経125.285297度の点	北緯24度53分1.83秒東経125度17分7.07秒
ヘ	北緯24.883853度東経125.285133度の点	北緯24度53分1.87秒東経125度17分6.48秒
ト	北緯24.884267度東経125.284936度の点	北緯24度53分3.36秒東経125度17分5.77秒
チ	北緯24.884839度東経125.285036度の点	北緯24度53分5.42秒東経125度17分6.13秒
イ	北緯24.884889度東経125.285158度の点	北緯24度53分5.60秒東経125度17分6.57秒

条件 -

関係地区 宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根、字西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び字大神、城辺字保良、字新城、字福里、字比嘉、字長間、字西里添、字下里添、字砂川及び字友利、上野字上野、字新里、字野原及び字宮国並びに下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇

漁場図詳細



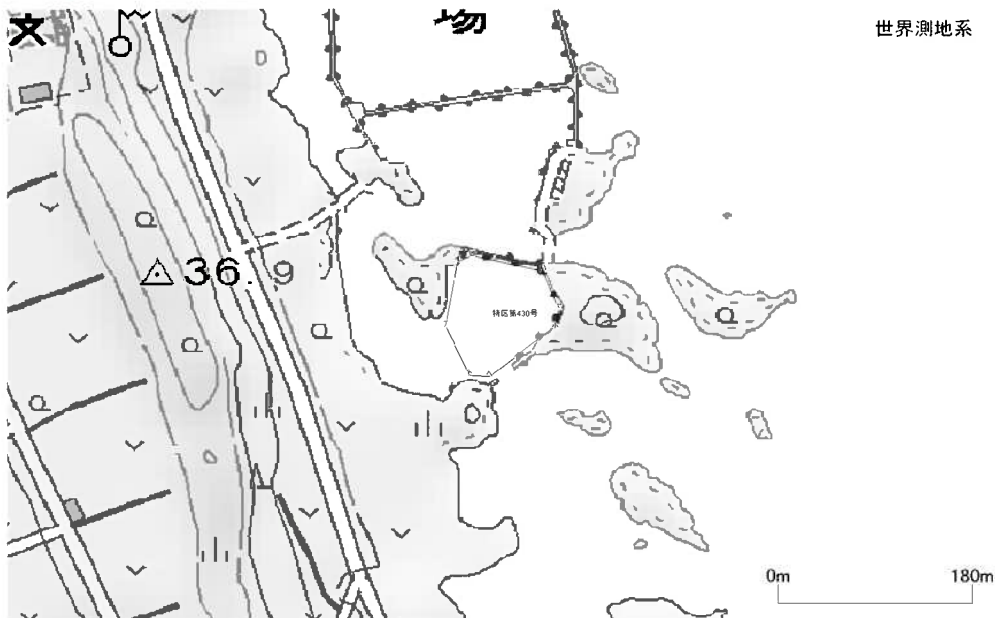
漁場番号 特区第430号
 漁業権者
 漁業の種類 第一種区画漁業
 漁業の名称 カキひび建て式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
 個別又は団体の別 団体漁業権
 履歴(事由) 新規
 関係漁業権 宮古島市平良字狩俣(エビ養殖場の南)
 漁場の位置 次イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯24.884839度東経125.285036度の点 北緯24度53分5.42秒東経125度17分6.13秒
 ロ 北緯24.884889度東経125.285158度の点 北緯24度53分5.60秒東経125度17分6.57秒
 ハ 北緯24.884756度東経125.285744度の点 北緯24度53分5.12秒東経125度17分8.68秒
 ニ 北緯24.884422度東経125.285881度の点 北緯24度53分3.92秒東経125度17分9.17秒
 ホ 北緯24.884261度東経125.285844度の点 北緯24度53分3.34秒東経125度17分9.04秒
 ヘ 北緯24.883842度東経125.285297度の点 北緯24度53分1.83秒東経125度17分7.07秒
 ト 北緯24.883853度東経125.285133度の点 北緯24度53分1.87秒東経125度17分6.48秒
 チ 北緯24.884267度東経125.284936度の点 北緯24度53分3.36秒東経125度17分5.77秒
 イ 北緯24.884839度東経125.285036度の点 北緯24度53分5.42秒東経125度17分6.13秒

条件 —

関係地区 宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根
 添、字西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び字大神、城辺字保良、字新城、字福里、字比嘉、字長間、
 字西里添、字下里添、字砂川及び字友利、上野字上野、字新里、字野原及び字宮国並びに下地字上
 地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇

漁場図詳細



漁場番号 特区第431号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 カキ垂下式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 新規

関係漁業権 宮古島市平良字狩俣(エビ養殖場の南)
漁場の位置
漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- イ 北緯24.883969度東経125.285792度の点 北緯24度53分2.29秒東経125度17分8.85秒
- ロ 北緯24.883997度東経125.286375度の点 北緯24度53分2.39秒東経125度17分10.95秒
- ハ 北緯24.883761度東経125.286681度の点 北緯24度53分1.54秒東経125度17分12.05秒
- ニ 北緯24.883592度東経125.286303度の点 北緯24度53分0.93秒東経125度17分10.69秒
- ホ 北緯24.883600度東経125.285792度の点 北緯24度53分0.96秒東経125度17分8.85秒
- ヘ 北緯24.882361度東経125.286503度の点 北緯24度52分56.50秒東経125度17分11.41秒
- ト 北緯24.882553度東経125.285594度の点 北緯24度52分57.19秒東経125度17分8.14秒
- チ 北緯24.883189度東経125.285342度の点 北緯24度52分59.48秒東経125度17分7.23秒
- リ 北緯24.883386度東経125.285458度の点 北緯24度53分0.19秒東経125度17分7.65秒
- ヌ 北緯24.883758度東経125.285422度の点 北緯24度53分1.53秒東経125度17分7.52秒
- イ 北緯24.883969度東経125.285792度の点 北緯24度53分2.29秒東経125度17分8.85秒

条 件 ー

関係地区 宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根添、字西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び字大神、城辺字保良、字新城、字福里、字比嘉、字長間、字西里添、字下里添、字砂川及び字友利、上野字上野、字新里、字野原及び字宮国並びに下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇

漁場図詳細



漁場番号 特区第432号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 カキひび建て式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 新規

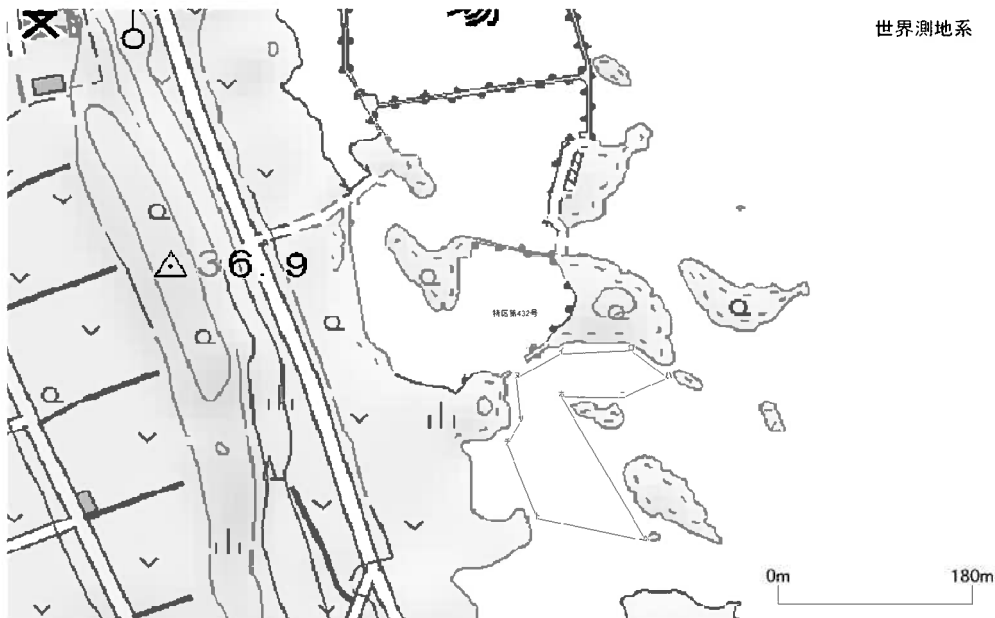
関係漁業権 宮古島市平良字狩俣(エビ養殖場の南)
漁場の位置 次イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ	北緯24.883969度東経125.285792度の点	北緯24度53分2.29秒東経125度17分8.85秒
ロ	北緯24.883997度東経125.286375度の点	北緯24度53分2.39秒東経125度17分10.95秒
ハ	北緯24.883761度東経125.286681度の点	北緯24度53分1.54秒東経125度17分12.05秒
ニ	北緯24.883592度東経125.286303度の点	北緯24度53分0.93秒東経125度17分10.69秒
ホ	北緯24.883600度東経125.285792度の点	北緯24度53分0.96秒東経125度17分8.85秒
ヘ	北緯24.882361度東経125.286503度の点	北緯24度52分56.50秒東経125度17分11.41秒
ト	北緯24.882553度東経125.285594度の点	北緯24度52分57.19秒東経125度17分8.14秒
チ	北緯24.883189度東経125.285342度の点	北緯24度52分59.48秒東経125度17分7.23秒
リ	北緯24.883386度東経125.285458度の点	北緯24度53分0.19秒東経125度17分7.65秒
ヌ	北緯24.883758度東経125.285422度の点	北緯24度53分1.53秒東経125度17分7.52秒
イ	北緯24.883969度東経125.285792度の点	北緯24度53分2.29秒東経125度17分8.85秒

条件 -

関係地区 宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根添、字西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び字大神、城辺字保良、字新城、字福里、字比嘉、字長間、字西里添、字下里添、字砂川及び字友利、上野字上野、字新里、字野原及び字宮国並びに下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇

漁場図詳細



漁場番号 特区第433号
 漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
 漁業の名称 モズクひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで
 漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
 個別又は団体の別 団体漁業権
 履歴(事由) 新規

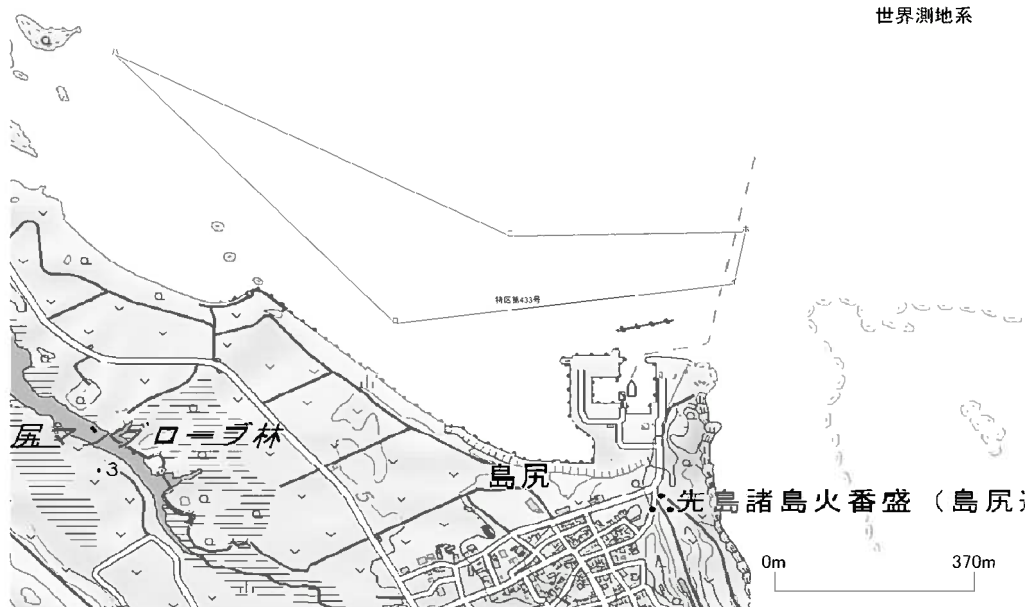
関係漁業権 宮古島市平良字島尻(島尻漁港の北)
 漁場の位置 次イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ	北緯24.880150度東経125.298758度の点	北緯24度52分48.54秒東経125度17分55.53秒
ロ	北緯24.879475度東経125.293103度の点	北緯24度52分46.11秒東経125度17分35.17秒
ハ	北緯24.884100度東経125.288433度の点	北緯24度53分2.76秒東経125度17分18.36秒
ニ	北緯24.880980度東経125.295020度の点	北緯24度52分51.53秒東経125度17分42.07秒
ホ	北緯24.881050度東経125.298950度の点	北緯24度52分51.78秒東経125度17分56.22秒
イ	北緯24.880150度東経125.298758度の点	北緯24度52分48.54秒東経125度17分55.53秒

条件 ー

関係地区 宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根添、字西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び字大神、城辺字保良、字新城、字福里、字比嘉、字長間、字西里添、字下里添、字砂川及び字友利、上野字上野、字新里、字野原及び字宮国並びに下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇

漁場図詳細



漁場番号 特区第434号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 モズクひび建て式養殖業
漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 新規

関係漁業権 宮古島市平良字大浦(大浦湾の北西沖)
漁場の位置 次のに、口、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ	北緯24.846049度東経125.284835度の点	北緯24度50分45.78秒東経125度17分5.41秒
口	北緯24.848694度東経125.278792度の点	北緯24度50分55.30秒東経125度16分43.65秒
ハ	北緯24.858228度東経125.282565度の点	北緯24度51分29.62秒東経125度16分57.23秒
ニ	北緯24.850477度東経125.281323度の点	北緯24度51分1.72秒東経125度16分52.76秒
ホ	北緯24.845000度東経125.288000度の点	北緯24度50分42.00秒東経125度17分16.80秒
イ	北緯24.846049度東経125.284835度の点	北緯24度50分45.78秒東経125度17分5.41秒

条 件 ー

関係地区 宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根添、字西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び字大神、城辺字保良、字新城、字福里、字比嘉、字長間、字西里添、字下里添、字砂川及び字友利、上野字上野、字新里、字野原及び字宮国並びに下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇

漁場図詳細



漁場番号 特区第435号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 カキ垂下式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 新規

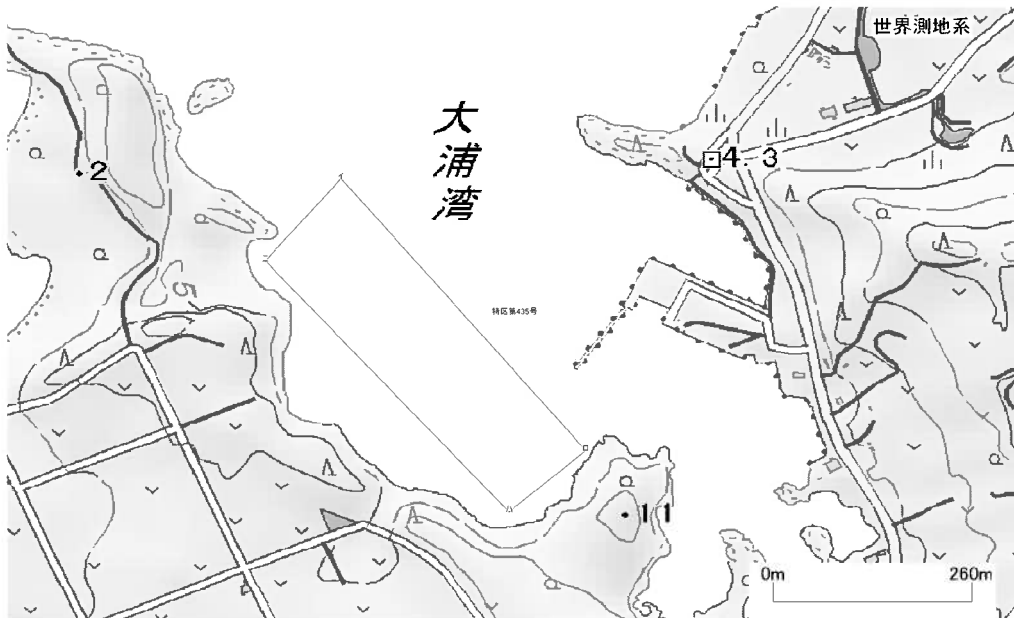
関係漁業権 宮古島市平良字荷川取(大浦湾奥)
漁場の位置 次イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯24.841700度東経125.290283度の点 北緯24度50分30.12秒東経125度17分25.02秒
ロ 北緯24.838389度東経125.293172度の点 北緯24度50分18.20秒東経125度17分35.42秒
ハ 北緯24.837644度東経125.292264度の点 北緯24度50分15.52秒東経125度17分32.15秒
ニ 北緯24.840697度東経125.289386度の点 北緯24度50分26.51秒東経125度17分21.79秒
イ 北緯24.841700度東経125.290283度の点 北緯24度50分30.12秒東経125度17分25.02秒

条 件 ー

関係地区 宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根添、字西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び字大神、城辺字保良、字新城、字福里、字比嘉、字長間、字西里添、字下里添、字砂川及び字友利、上野字上野、字新里、字野原及び字宮国並びに下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇

漁場図詳細



漁場番号 特区第436号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 カキひび建て式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 新規

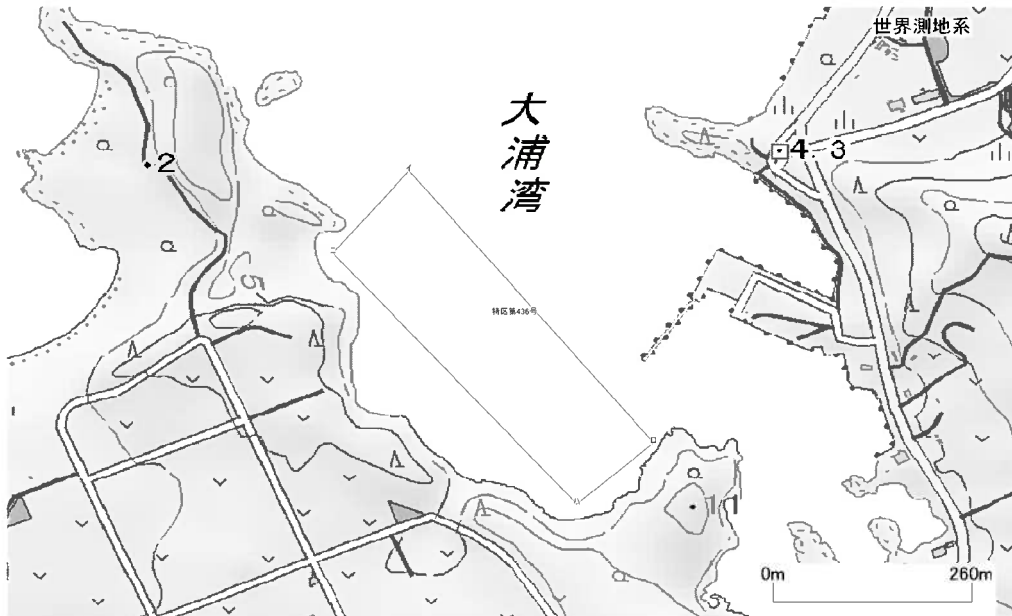
関係漁業権の位置 宮古島市平良字荷川取(大浦湾奥)
漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ	北緯24.841700度東経125.290283度の点	北緯24度50分30.12秒東経125度17分25.02秒
ロ	北緯24.838389度東経125.293172度の点	北緯24度50分18.20秒東経125度17分35.42秒
ハ	北緯24.837644度東経125.292264度の点	北緯24度50分15.52秒東経125度17分32.15秒
ニ	北緯24.840697度東経125.289386度の点	北緯24度50分26.51秒東経125度17分21.79秒
イ	北緯24.841700度東経125.290283度の点	北緯24度50分30.12秒東経125度17分25.02秒

条件 -

関係地区 宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根添、字西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び字大神、城辺字保良、字新城、字福里、字比嘉、字長間、字西里添、字下里添、字砂川及び字友利、上野字上野、字新里、字野原及び字宮国並びに下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇

漁場図詳細



漁場番号 特区第437号
 漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
 漁業の名称 モズクひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで
 漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
 個別又は団体の別 団体漁業権
 履歴(事由) 新規

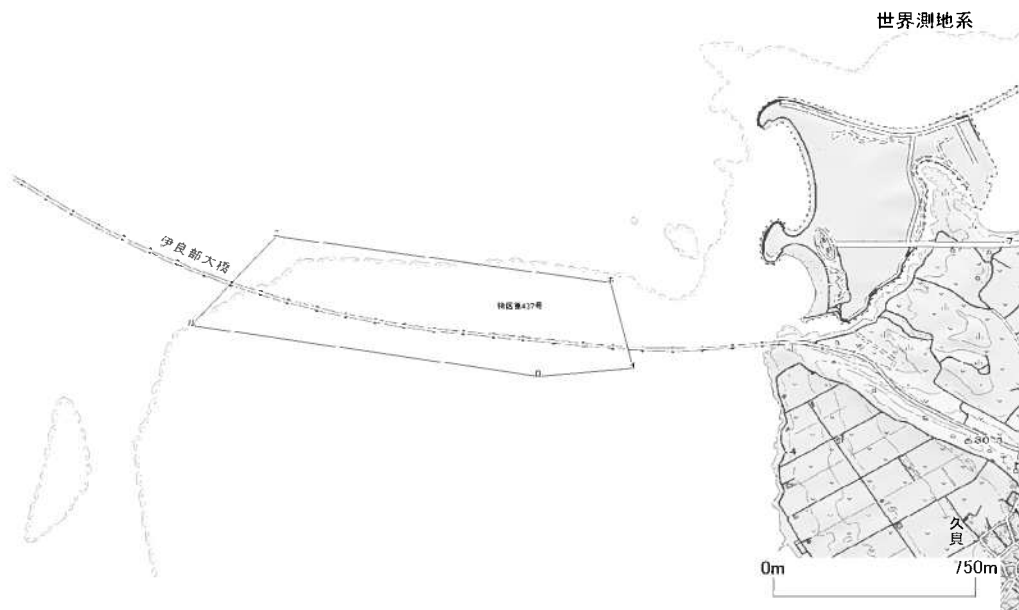
関係漁業権 宮古島市平良字久貝(伊良部大橋)
 漁場の位置 次イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 漁場の区域

イ	北緯24.794195度東経125.251712度の点	北緯24度47分39.10秒東経125度15分6.16秒
ロ	北緯24.793920度東経125.248550度の点	北緯24度47分38.11秒東経125度14分54.78秒
ハ	北緯24.795670度東経125.236950度の点	北緯24度47分44.41秒東経125度14分13.02秒
ニ	北緯24.798750度東経125.239786度の点	北緯24度47分55.50秒東経125度14分23.23秒
ホ	北緯24.797147度東経125.250967度の点	北緯24度47分49.73秒東経125度15分3.48秒
イ	北緯24.794195度東経125.251712度の点	北緯24度47分39.10秒東経125度15分6.16秒

条 件 ー

関係地区 宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根添良字西原、字大浦、字狩俣、字島尻及び字大神、城辺字保良、字新城、字福里、字比嘉、字長間、字西里添、字下里添、字砂川及び字友利、上野字上野、字新里、字野原及び字宮国並びに下地字上地、字嘉手苅、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇

漁場図詳細



漁場番号 特区第438号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 カキ垂下式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 追加

関係漁業権
漁場の位置 宮古島市平良字久貝(トゥリパー海浜公園の南)
漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

イ 北緯24.791783度東経125.256583度の点 北緯24度47分30.42秒東経125度15分23.70秒
ロ 北緯24.791583度東経125.254667度の点 北緯24度47分29.70秒東経125度15分16.80秒
ハ 北緯24.794217度東経125.254667度の点 北緯24度47分39.18秒東経125度15分16.80秒
ニ 北緯24.794633度東経125.256167度の点 北緯24度47分40.68秒東経125度15分22.20秒

条 件 ー

関係地区 宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根
添、字西原、字大浦、字島尻、字大神及び字狩俣

漁場図詳細



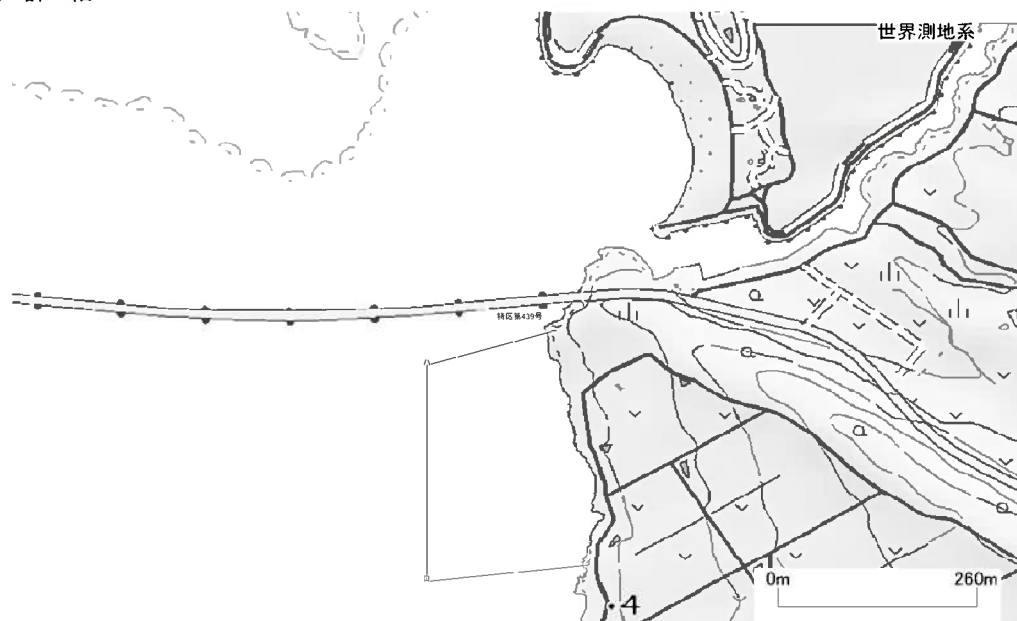
漁場番号 特区第439号
 漁業権者
 漁業の種類 第一種区画漁業
 漁業の名称 カキひび建て式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
 個別又は団体の別 団体漁業権
 履歴(事由) 追加
 関係漁業権
 漁場の位置 宮古島市平良字久貝(トゥリパー海浜公園の南)
 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

イ 北緯24.791783度東経125.256583度の点 北緯24度47分30.42秒東経125度15分23.70秒
 ロ 北緯24.791583度東経125.254667度の点 北緯24度47分29.70秒東経125度15分16.80秒
 ハ 北緯24.794217度東経125.254667度の点 北緯24度47分39.18秒東経125度15分16.80秒
 ニ 北緯24.794633度東経125.256167度の点 北緯24度47分40.68秒東経125度15分22.20秒

条件 —

関係地区 宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根
 添、字西原、字大浦、字島尻、字大神及び字狩俣

漁場図詳細



漁場番号 特区第440号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 カキ垂下式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 追加

関係漁業権 宮古島市平良字久貝地先(赤浜漁港の南)
漁場の位置 次イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
漁場の区域

イ 北緯24.787564度東経125.257358度の点 北緯24度47分15.23秒東経125度15分26.49秒
ロ 北緯24.787511度東経125.256942度の点 北緯24度47分15.04秒東経125度15分24.99秒
ハ 北緯24.786647度東経125.257458度の点 北緯24度47分11.93秒東経125度15分26.85秒
ニ 北緯24.786794度東経125.257814度の点 北緯24度47分12.46秒東経125度15分28.13秒
イ 北緯24.787564度東経125.257358度の点 北緯24度47分15.23秒東経125度15分26.49秒

条 件 ー

関係地区 宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根
添、字西原、字大浦、字島尻、字大神及び字狩俣

漁場図詳細



漁場番号 特区第441号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 カキひび建て式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 追加

関係漁業権
漁場の位置 宮古島市平良字久貝地先(赤浜漁港の南)
漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯24.786647度東経125.257458度の点 北緯24度47分11.93秒東経125度15分26.85秒
ロ 北緯24.787511度東経125.256942度の点 北緯24度47分15.04秒東経125度15分24.99秒
ハ 北緯24.787564度東経125.257358度の点 北緯24度47分15.23秒東経125度15分26.49秒
ニ 北緯24.786794度東経125.257814度の点 北緯24度47分12.46秒東経125度15分28.13秒
イ 北緯24.786647度東経125.257458度の点 北緯24度47分11.93秒東経125度15分26.85秒

条 件 ー

関係地区 宮古島市平良字下里、字西里、字西仲宗根、字東仲宗根、字荷川取、字久貝、字松原、字東仲宗根
添、字西原、字大浦、字島尻、字大神及び字狩俣

漁場図詳細



漁場番号 特区第442号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 カキ垂下式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 追加

関係漁業権 宮古島市下地字洲鎌(入江湾)
漁場の位置 次のに、口、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ	北緯24.726827度東経125.296425度の点	北緯24度43分36.58秒東経125度17分47.13秒
口	北緯24.728300度東経125.295877度の点	北緯24度43分41.88秒東経125度17分45.16秒
ハ	北緯24.728300度東経125.296500度の点	北緯24度43分41.88秒東経125度17分47.40秒
ニ	北緯24.726827度東経125.297083度の点	北緯24度43分36.58秒東経125度17分49.50秒
イ	北緯24.726827度東経125.296425度の点	北緯24度43分36.58秒東経125度17分47.13秒

条 件 ー

関係地区 宮古島市下地字上地、字嘉手苅、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇

漁場図詳細



漁場番号 特区第443号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 カキひび建て式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 追加

関係漁業権 宮古島市下地字洲鎌(入江湾)
漁場の位置 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ	北緯24.726827度東経125.296425度の点	北緯24度43分36.58秒東経125度17分47.13秒
ロ	北緯24.728300度東経125.295877度の点	北緯24度43分41.88秒東経125度17分45.16秒
ハ	北緯24.728300度東経125.296500度の点	北緯24度43分41.88秒東経125度17分47.40秒
ニ	北緯24.726827度東経125.297083度の点	北緯24度43分36.58秒東経125度17分49.50秒
イ	北緯24.726827度東経125.296425度の点	北緯24度43分36.58秒東経125度17分47.13秒

条 件 ー

関係地区 宮古島市下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇

漁場図詳細



漁場番号 特区第444号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 カキ垂下式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 新規

関係漁業権 宮古島市下地字洲鎌(棚根漁港の綱取堤)
漁場の位置 次のに、口、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯24.724319度東経125.297372度の点 北緯24度43分27.55秒東経125度17分50.54秒
口 北緯24.724361度東経125.297339度の点 北緯24度43分27.70秒東経125度17分50.42秒
ハ 北緯24.724822度東経125.297319度の点 北緯24度43分29.36秒東経125度17分50.35秒
ニ 北緯24.724878度東経125.297522度の点 北緯24度43分29.56秒東経125度17分51.08秒
イ 北緯24.724319度東経125.297372度の点 北緯24度43分27.55秒東経125度17分50.54秒

条 件 ー

関係地区 宮古島市下地字上地、字嘉手苺、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇

漁場図詳細



漁場番号 特区第445号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 サンゴ海底固定式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 新規

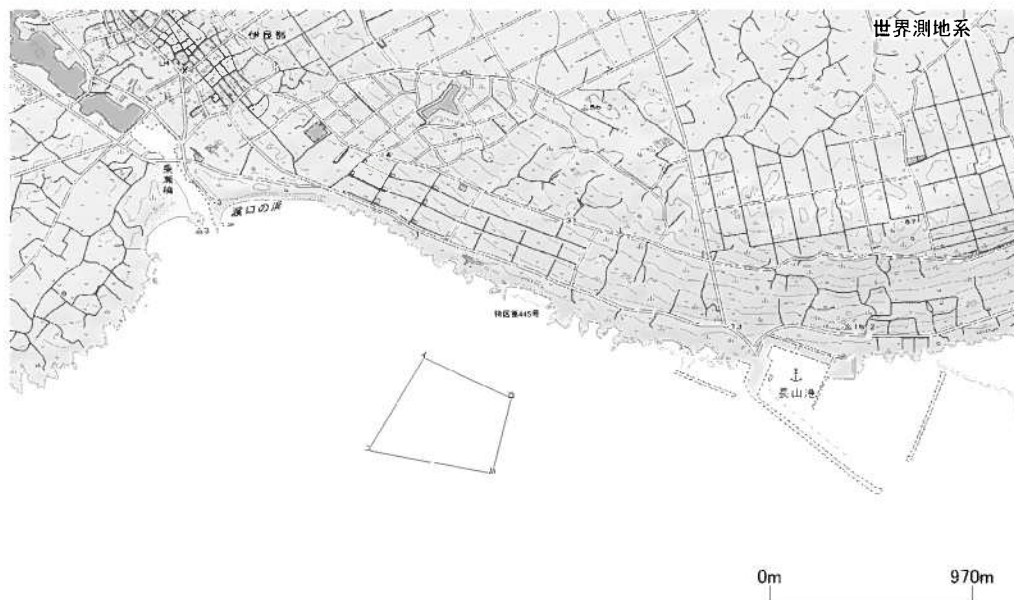
関係漁業権 宮古島市伊良部字伊良部(渡口の浜の南東)
漁場の位置 次のに、口、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯24.804917度東経125.186789度の点 北緯24度48分17.70秒東経125度11分12.44秒
口 北緯24.803136度東経125.190542度の点 北緯24度48分11.29秒東経125度11分25.95秒
ハ 北緯24.799789度東経125.189731度の点 北緯24度47分59.24秒東経125度11分23.03秒
ニ 北緯24.800800度東経125.184372度の点 北緯24度48分2.88秒東経125度11分3.74秒
イ 北緯24.804917度東経125.186789度の点 北緯24度48分17.70秒東経125度11分12.44秒

条 件 ー

関係地区 宮古島市伊良部字伊良部、字仲地、字国仲、字長浜、字佐和田、字池間添及び字前里添

漁場図詳細



漁場番号 特区第446号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 モズクひび建て式養殖業
漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 新規

関係漁業権 宮古島市伊良部字佐和田(下地島空港の北岸)
漁場の位置 次 の イ、口、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イ の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
漁場の区域

イ	北緯24.842444度東経125.139047度の点	北緯24度50分32.80秒東経125度8分20.57秒
口	北緯24.839014度東経125.137883度の点	北緯24度50分20.45秒東経125度8分16.38秒
ハ	北緯24.837647度東経125.138569度の点	北緯24度50分15.53秒東経125度8分18.85秒
ニ	北緯24.835717度東経125.135269度の点	北緯24度50分8.58秒東経125度8分6.97秒
ホ	北緯24.847281度東経125.133394度の点	北緯24度50分50.21秒東経125度8分0.22秒
ヘ	北緯24.848606度東経125.138464度の点	北緯24度50分54.98秒東経125度8分18.47秒
ト	北緯24.842617度東経125.139897度の点	北緯24度50分33.42秒東経125度8分23.63秒
イ	北緯24.842444度東経125.139047度の点	北緯24度50分32.80秒東経125度8分20.57秒

条 件 ー

関係地区 宮古島市伊良部字伊良部、字仲地、字国仲、字長浜、字佐和田、字池間添及び字前里添

漁場図詳細



漁場番号 特区第447号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 サンゴ海底固定式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 新規

関係漁業権 宮古島市伊良部字佐和田(下地島空港の北)
漁場の位置 次のに、口、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯24.848606度東経125.138464度の点 北緯24度50分54.98秒東経125度8分18.47秒
口 北緯24.842617度東経125.139897度の点 北緯24度50分33.42秒東経125度8分23.63秒
ハ 北緯24.841122度東経125.132481度の点 北緯24度50分28.04秒東経125度7分56.93秒
ニ 北緯24.846892度東経125.131964度の点 北緯24度50分48.81秒東経125度7分55.07秒
イ 北緯24.848606度東経125.138464度の点 北緯24度50分54.98秒東経125度8分18.47秒

条 件 一

関係地区 宮古島市伊良部字伊良部、字仲地、字国仲、字長浜、字佐和田、字池間添及び字前里添

漁場図詳細



漁場番号 特区第448号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 シャコガイ海底固定式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 新規

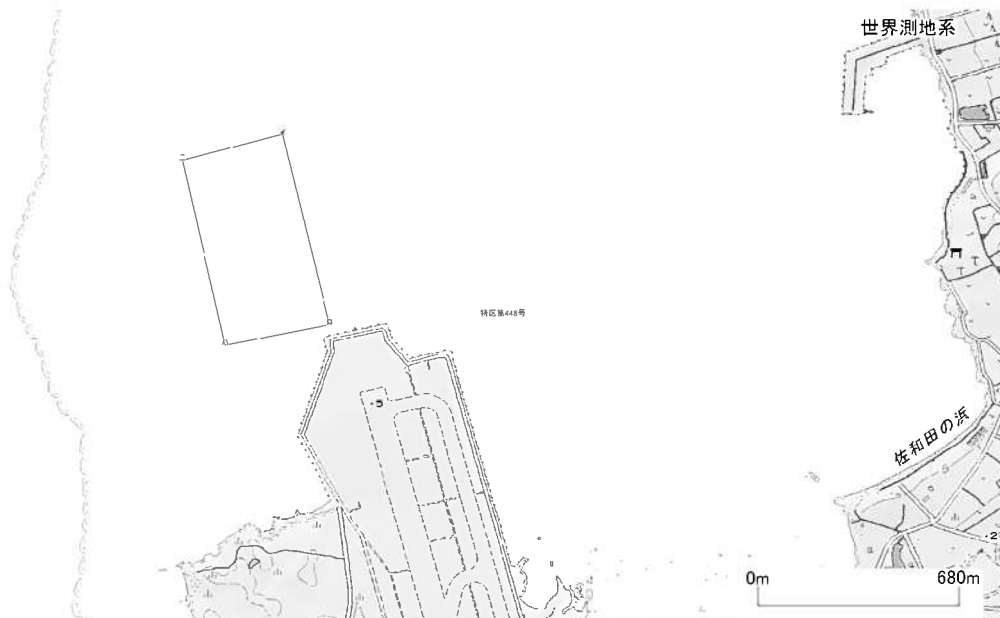
関係漁業権 宮古島市伊良部字佐和田(下地島空港の北)
漁場の位置 次のに、口、八、二、いの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

い 北緯24.848606度東経125.138464度の点 北緯24度50分54.98秒東経125度8分18.47秒
口 北緯24.842617度東経125.139897度の点 北緯24度50分33.42秒東経125度8分23.63秒
八 北緯24.841981度東経125.136711度の点 北緯24度50分31.13秒東経125度8分12.16秒
二 北緯24.847794度東経125.135408度の点 北緯24度50分52.06秒東経125度8分7.47秒
い 北緯24.848606度東経125.138464度の点 北緯24度50分54.98秒東経125度8分18.47秒

条 件 一

関係地区 宮古島市伊良部字伊良部、字仲地、字国仲、字長浜、字佐和田、字池間添及び字前里添

漁場図詳細



漁場番号 特区第449号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 モズクひび建て式養殖業
漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 新規

関係漁業権 宮古島市伊良部字佐和田(下地島空港の北)
漁場の位置 次のに、口、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯24.848444度東経125.135592度の点 北緯24度50分54.40秒東経125度8分8.13秒
口 北緯24.854917度東経125.137169度の点 北緯24度51分17.70秒東経125度8分13.81秒
ハ 北緯24.855850度東経125.140536度の点 北緯24度51分21.06秒東経125度8分25.93秒
ニ 北緯24.849428度東経125.139281度の点 北緯24度50分57.94秒東経125度8分21.41秒
イ 北緯24.848444度東経125.135592度の点 北緯24度50分54.40秒東経125度8分8.13秒

条 件 一

関係地区 宮古島市伊良部字伊良部、字仲地、字国仲、字長浜、字佐和田、字池間添及び字前里添

漁場図詳細



漁場番号 特区第450号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 サンゴ海底固定式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 新規

関係漁業権 宮古島市伊良部字佐和田(佐和田漁港の西)
漁場の位置 次のに、口、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯24.853597度東経125.146508度の点 北緯24度51分12.95秒東経125度8分47.43秒
口 北緯24.854344度東経125.153850度の点 北緯24度51分15.64秒東経125度9分13.86秒
ハ 北緯24.847953度東経125.154208度の点 北緯24度50分52.63秒東経125度9分15.15秒
ニ 北緯24.845675度東経125.148486度の点 北緯24度50分44.43秒東経125度8分54.55秒
イ 北緯24.853597度東経125.146508度の点 北緯24度51分12.95秒東経125度8分47.43秒

条 件 ー

関係地区 宮古島市伊良部字伊良部、字仲地、字国仲、字長浜、字佐和田、字池間添及び字前里添

漁場図詳細



漁場番号 特区第451号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 カキ垂下式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 新規

関係漁業権 石垣漁港南西側地先(沖防波堤外)
漁場の位置 次のに、口、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
漁場の区域

- イ 北緯24.342566度東経124.142029度の点 北緯24度20分33.24秒東経124度8分31.30秒
- 口 北緯24.342985度東経124.142227度の点 北緯24度20分34.75秒東経124度8分32.02秒
- ハ 北緯24.342955度東経124.142326度の点 北緯24度20分34.64秒東経124度8分32.37秒
- ニ 北緯24.342527度東経124.142136度の点 北緯24度20分33.10秒東経124度8分31.69秒
- イ 北緯24.342566度東経124.142029度の点 北緯24度20分33.24秒東経124度8分31.30秒

条件 -

関係地区 石垣市

漁場図詳細



漁場番号 特区第452号
 漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
 漁業の名称 カキ垂下式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
 個別又は団体の別 団体漁業権
 履歴(事由) 新規

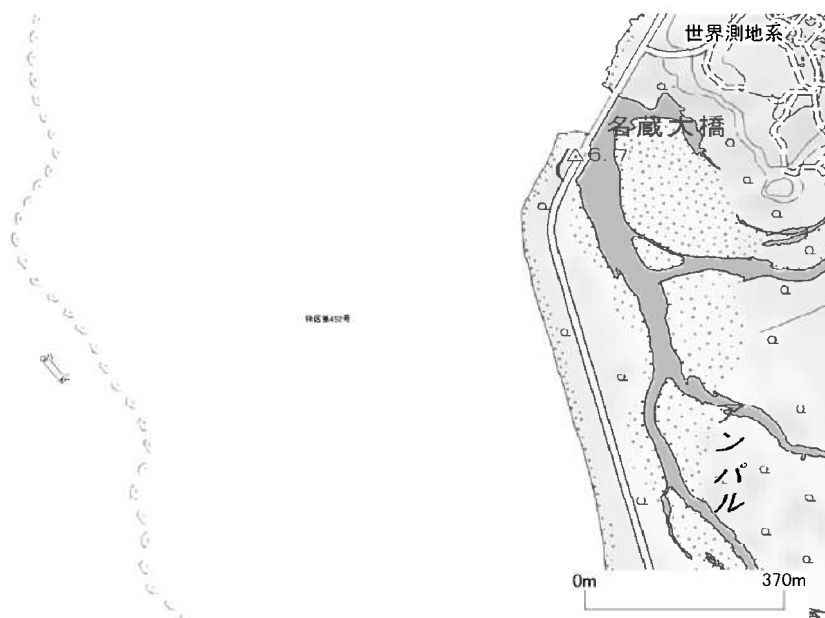
関係漁業権 石垣市字名蔵(名蔵アンパルの西沖)
 漁場の位置 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯24.397827度東経124.131989度の点 北緯24度23分52.18秒東経124度7分55.16秒
 ロ 北緯24.398199度東経124.131691度の点 北緯24度23分53.52秒東経124度7分54.09秒
 ハ 北緯24.398243度東経124.131798度の点 北緯24度23分53.67秒東経124度7分54.47秒
 ニ 北緯24.397888度東経124.132080度の点 北緯24度23分52.40秒東経124度7分55.49秒
 イ 北緯24.397827度東経124.131989度の点 北緯24度23分52.18秒東経124度7分55.16秒

条 件 ー

関係地区 石垣市

漁場図詳細



漁場番号 特区第453号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 カキ垂下式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 新規

関係漁業権 石垣市崎枝地先
漁場の位置 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯24.432087度東経124.118996度の点 北緯24度25分55.51秒東経124度7分8.39秒
ロ 北緯24.432402度東経124.118645度の点 北緯24度25分56.65秒東経124度7分7.12秒
ハ 北緯24.432457度東経124.118752度の点 北緯24度25分56.85秒東経124度7分7.51秒
ニ 北緯24.432138度東経124.119080度の点 北緯24度25分55.70秒東経124度7分8.69秒
イ 北緯24.432087度東経124.118996度の点 北緯24度25分55.51秒東経124度7分8.39秒

条 件 ー

関係地区 石垣市

漁場図詳細



漁場番号 特区第454号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 カキ垂下式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴(事由) 新規

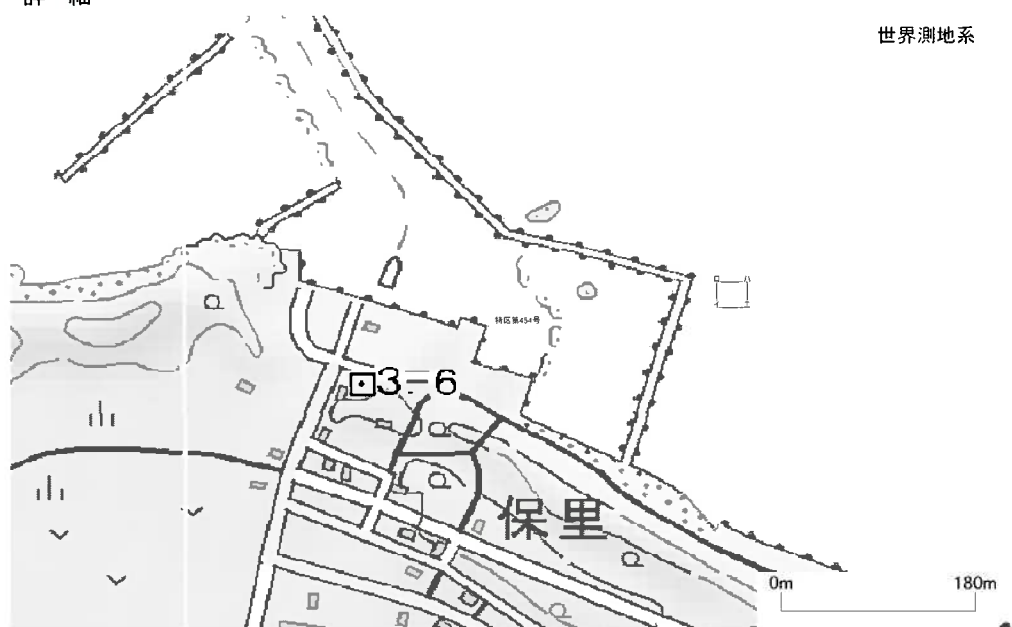
関係漁業権
漁場の位置 竹富町字黒島(黒島港東側防波堤外)
漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯24.253611度東経124.004444度の点 北緯24度15分13.00秒東経124度0分16.00秒
ロ 北緯24.253833度東経124.004444度の点 北緯24度15分13.80秒東経124度0分16.00秒
ハ 北緯24.253833度東経124.004694度の点 北緯24度15分13.80秒東経124度0分16.90秒
ニ 北緯24.253611度東経124.004694度の点 北緯24度15分13.00秒東経124度0分16.90秒
イ 北緯24.253611度東経124.004444度の点 北緯24度15分13.00秒東経124度0分16.00秒

条 件 ー

関係地区 竹富町

漁場図詳細



漁場番号 特区第455号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 藻類小割式養殖業（モズク・ヒトエグサを除く）
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 団体漁業権
履歴（事由） 追加

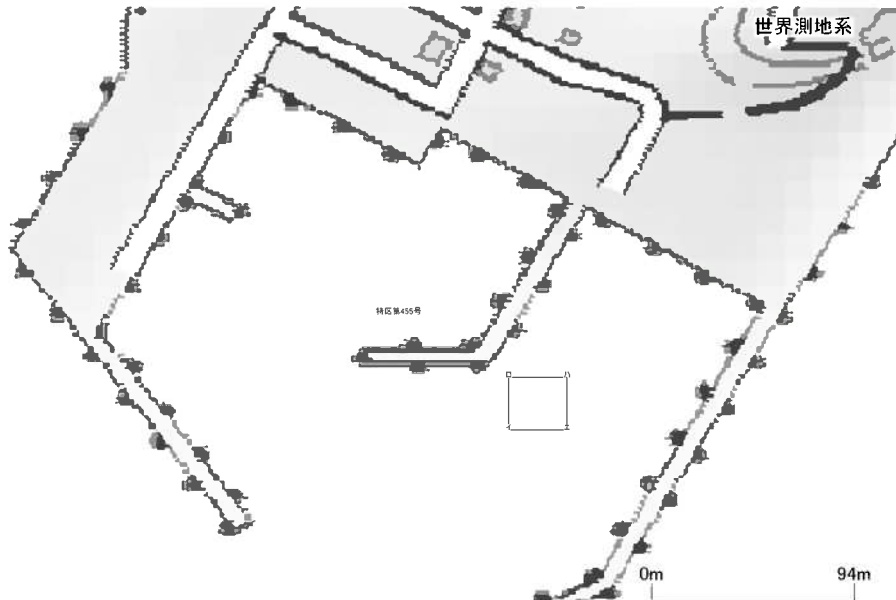
関係漁業権 竹富町字小浜（細崎漁港防波堤内）
漁場の位置 次のに、口、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯24.331379度東経123.953293度の点 北緯24度19分52.96秒東経123度57分11.85秒
口 北緯24.331606度東経123.953293度の点 北緯24度19分53.78秒東経123度57分11.85秒
ハ 北緯24.331606度東経123.953537度の点 北緯24度19分53.78秒東経123度57分12.73秒
ニ 北緯24.331379度東経123.953537度の点 北緯24度19分52.96秒東経123度57分12.73秒
イ 北緯24.331379度東経123.953293度の点 北緯24度19分52.96秒東経123度57分11.85秒

条 件 ー

関係地区 竹富町

漁場図詳細



漁場番号 特区第456号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 カキ垂下式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 個別漁業権
履歴(事由) 追加

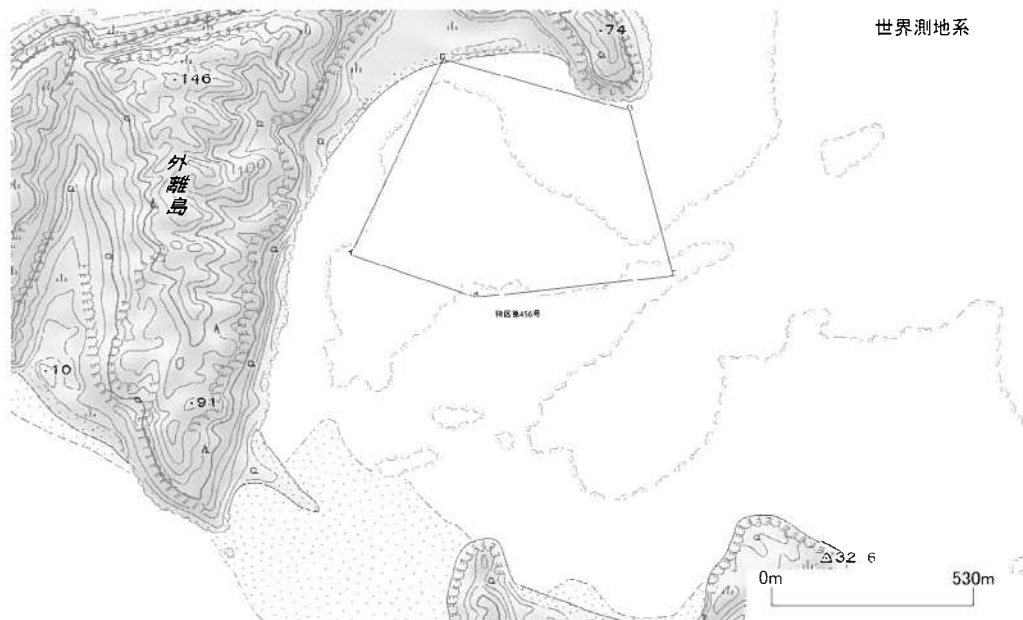
関係漁業権 竹富町字西表(外離島の東岸)
漁場の位置 次イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ	北緯24.371949度東経123.721702度の点	北緯24度22分19.01秒東経123度43分18.13秒
ロ	北緯24.376720度東経123.723870度の点	北緯24度22分36.19秒東経123度43分25.93秒
ハ	北緯24.375480度東経123.728280度の点	北緯24度22分31.73秒東経123度43分41.81秒
ニ	北緯24.371440度東経123.729319度の点	北緯24度22分17.19秒東経123度43分45.55秒
ホ	北緯24.370913度東経123.724663度の点	北緯24度22分15.28秒東経123度43分28.79秒
イ	北緯24.371949度東経123.721702度の点	北緯24度22分19.02秒東経123度43分18.13秒

条件 —

関係地区 —

漁場図詳細



漁場番号
漁業者

特区第457号

漁業の種類
漁業の名称
漁業の時期
漁業権存続期間
個別又は団体の別
履歴(事由)
関係漁業権
漁場の位置
漁場の区域

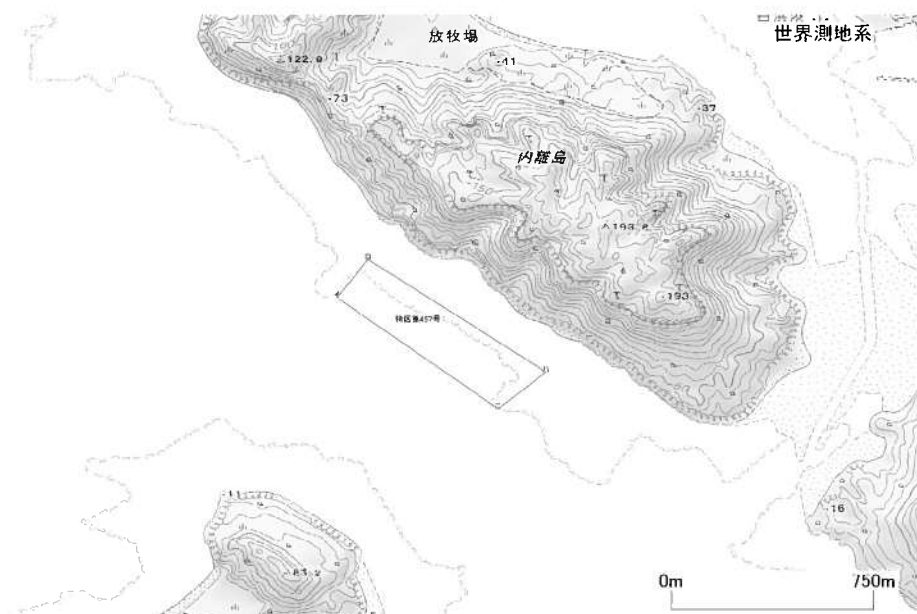
第一種区画漁業
カキ垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで
令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別漁業権
追加
竹富町字西表(内離島の南)
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- イ 北緯24.350200度東経123.728720度の点 北緯24度21分0.72秒東経123度43分43.39秒
- ロ 北緯24.351514度東経123.729768度の点 北緯24度21分5.45秒東経123度43分47.16秒
- ハ 北緯24.347632度東経123.735711度の点 北緯24度20分51.47秒東経123度44分8.56秒
- ニ 北緯24.346368度東経123.734113度の点 北緯24度20分46.93秒東経123度44分2.80秒
- イ 北緯24.350200度東経123.728720度の点 北緯24度21分0.72秒東経123度43分43.39秒

条 件 ー

関係地区 ー

漁場図詳細



漁場番号 特区第458号
漁業権者

漁業の種類 第一種区画漁業
漁業の名称 カキ垂下式養殖業
漁業の時期 1月1日から12月31日まで
漁業権存続期間 令和8年09月01日から令和10年08月31日まで
個別又は団体の別 個別漁業権
履歴(事由) 追加

関係漁業権 竹富町字西表(船浮港の南)
漁場の位置 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
漁場の区域

イ 北緯24.333477度東経123.729408度の点 北緯24度20分0.52秒東経123度43分45.87秒
ロ 北緯24.334966度東経123.729408度の点 北緯24度20分5.88秒東経123度43分45.87秒
ハ 北緯24.334966度東経123.730513度の点 北緯24度20分5.88秒東経123度43分49.85秒
ニ 北緯24.333477度東経123.730513度の点 北緯24度20分0.52秒東経123度43分49.85秒
イ 北緯24.333477度東経123.729408度の点 北緯24度20分0.52秒東経123度43分45.87秒

条件 -

関係地区 -

漁場図詳細

